

大和市放課後児童クラブ事業条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成２６年９月３０日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第５６号

大和市放課後児童クラブ事業条例施行規則の一部を改正する規則

大和市放課後児童クラブ事業条例施行規則（平成２１年大和市規則第４５号）の一部を次のように改正する。

第９条第１項第２号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成２６年１０月１日から施行する。